

平成30年度一般会計決算見込みの概要について

1 決算見込みのポイント

- 平成30年度一般会計の決算は、歳入が、前年度比1.9%増（310億円増）の1兆6,996億円、歳出が、前年度比1.6%増（268億円増）の1兆6,820億円であり、いずれも増となりました。
- これは、歳入については、法人二税の増及び原油高等による輸入額の増に伴う地方消費税の増などにより**県税収入が増加**したこと、歳出については、**社会保障関係経費や公債費が増加**したこと、更に、今後の社会資本整備等の推進のため、旧企業土地管理局の残余資金を繰り入れ、基金に積み立てたことで、歳入、歳出ともに増加したことなどが主な要因です。

〔平成30年度 一般会計決算収支の状況〕

(単位：百万円、%)

区 分	30年度 ①	29年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳入総額 A	1,699,642	1,668,623	31,019	1.9
歳出総額 B	1,681,983	1,655,223	26,760	1.6
歳入歳出差引 C=A-B	17,659	13,400	4,259	
翌年度に繰り越すべき財源※1 D	9,751	6,562	3,189	
実質収支※2 C-D	7,908	6,838	1,070	

※表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

- 平成30年度の一般会計決算における**実質収支**は、**79億円の黒字**となりました。

※1 翌年度に繰り越すべき財源

歳入のうち、翌年度に繰り越した事業の財源となるもの。

※2 実質収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額をいう。通常、「黒字団体」・「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字・赤字により判断する。

2 歳入決算

(単位：百万円)

区 分		30年度 A	29年度 B	比較 A-B=C	増減率 C/B
①	県 税	825,121	816,817	8,304	1.0%
うち	個人県民税	264,872	285,678	△20,806	△7.3%
	法人二税	162,936	161,183	1,753	1.1%
	地方消費税	233,670	207,200	26,470	12.8%
	その他の税	163,643	162,756	887	0.5%
②	地方交付税	179,698	176,305	3,393	1.9%
うち	普通交付税 (下記の臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税)	173,921 (288,435)	171,722 (291,257)	2,199 (△2,822)	1.3% (△1.0%)
	特別交付税	5,776	4,583	1,193	26.0%
③	国庫支出金	152,527	167,380	△14,853	△8.9%
④	繰入金	63,156	21,792	41,364	189.8%
⑤	諸収入	156,390	164,546	△8,156	△5.0%
⑥	県 債	174,630	182,121	△7,491	△4.1%
うち	建設地方債	60,116	62,586	△2,470	△3.9%
	臨時財政対策債※3	114,514	119,535	△5,021	△4.2%
	そ の 他	148,120	139,662	8,458	6.1%
うち	⑦地方法人特別譲与税※4	89,597	79,234	10,363	13.1%
	繰越金	13,400	14,843	△1,443	△9.7%
	計	1,699,642	1,668,623	31,019	1.9%

※ 3 臨時財政対策債

平成13年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

※ 4 地方法人特別譲与税

地方税の都道府県ごとの偏在を是正するため、法人事業税の一部を国税化（地方法人特別税）したうえで、人口と従業員数を基準に都道府県に再配分（地方法人特別譲与税）されている。

《主な増減要因》

① 県 税

個人県民税が、教職員給与負担の千葉市への移譲に伴う税源移譲により減となる一方、企業業績の堅調な推移による法人二税の増、原油高等による輸入額の増や都道府県間の清算基準の見直しに伴う地方消費税の増などにより、全体としては1.0%増の8,251億円となりました。

※ 地方消費税の税率引上げによる増収分(市町村交付金を除く477億円)については、全額社会保障関係経費(一般財源ベース2,553億円)の財源に充てています。

② 地方交付税

地方交付税は1.9%増の1,797億円となりました。

なお、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は、1.0%減の2,884億円となりました。

③ 国庫支出金

衆議院議員選挙費委託金の減や、国民健康保険の広域化に向けた国民健康保険財政安定化基金を造成するための交付金の減などにより、8.9%減の1,525億円となりました。

④ 繰入金

地域医療介護総合確保基金繰入金や国民健康保険広域化等支援基金繰入金が減となった一方、旧企業土地管理局の残余資金を繰入れたことから、189.8%増の632億円となりました。

⑤ 諸収入

中小企業振興資金に係る貸付金の返還額が減少したことなどから、5.0%減の1,564億円となりました。

⑥ 県 債

衛生研究所や香取合同庁舎など規模の大きい庁舎の建て替えが完了したことに加え、臨時財政対策債が減少したことなどから、4.1%減の1,746億円となりました。

⑦ 地方法人特別譲与税

企業収益の増加により、地方法人特別譲与税の原資となる地方法人特別税(国税)が増収となったことから、13.1%増の896億円となりました。

3 歳出決算

(単位：百万円)

区 分		30年度 A	29年度 B	比 較 A-B=C	増減率 C/B
①	人 件 費	533,166	536,160	△2,994	△0.6%
②	扶 助 費※5	35,399	36,042	△643	△1.8%
③	公 債 費	207,726	203,790	3,936	1.9%
④	投 資 的 経 費	133,225	137,508	△4,283	△3.1%
うち	普 通 建 設 事 業	118,846	115,576	3,270	2.8%
	直 轄	12,549	20,711	△8,162	△39.4%
	災 害 復 旧	1,830	1,196	634	53.0%
⑤	補 助 費 等	467,657	511,487	△43,830	△8.6%
うち	税 関 係 交 付 金	148,914	163,180	△14,266	△8.7%
⑥	そ の 他	304,810	230,236	74,574	32.4%
うち	積 立 金	72,379	28,038	44,341	158.1%
	繰 出 金	42,120	9,920	32,200	324.6%
計		1,681,983	1,655,223	26,760	1.6%

※5 扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び、地方公共団体が単独で行っているこれに類する各種扶助の支出額のこと。

〈主な増減要因〉

① 人件費

給与改定に伴う増があったものの、職員構成の若返りなどの影響に伴い、0.6%減の5,332億円となりました。

② 扶助費

児童保護措置費などが増加する一方、難病医療費助成事業の千葉市への移管による影響などにより、1.8%減の354億円となりました。

③ 公債費

普通交付税の振替である臨時財政対策債の残高の増により、これに係る元利償還金が増加したことなどから、1.9%増の2,077億円となりました。

④ 投資的経費

県の管理する道路橋りょう事業費が増となる一方、東京外かく環状道路の概成などにより直轄事業負担金が減となったことなどから、3.1%減の1,332億円となりました。

⑤ 補助費等

認定こども園・保育所等に係る施設型給付費などの社会保障関係経費や東千葉メディカルセンター助成事業などの事業費が増した一方、教職員給与負担の千葉市への移譲に伴い平成29年度に限り設置された個人県民税所得割臨時交付金の減や、国民健康保険の広域化に伴い平成30年度から特別会計を設置したため、従来補助費で計上していた費用が繰出金となったことなどから、8.6%減の4,677億円となりました。

⑥ その他

県の将来の発展等に向けた社会資本整備に活用するため設置した、社会資本整備等推進基金への積立て(積立金)などにより、32.4%増の3,048億円となりました。

※社会保障関係経費について

生活保護、児童・障害者福祉、医療、介護等に要する社会保障関係経費については、高齢化の進展等により、引き続き増加しています。

○社会保障関係経費(全体) 2,719億円(前年度比 +34億円 +1.3%)

(主なもの)

・介護給付費県負担金	571億円(前年度比 +21億円 +3.8%)
・後期高齢者医療給付費県負担金	461億円(前年度比 +19億円 +4.3%)
・自立支援給付費県負担金	200億円(前年度比 +14億円 +7.5%)
・施設型給付費(認定こども園、保育所等)	125億円(前年度比 +8億円 +6.8%)
・国民健康保険事業特別会計繰出金	279億円(前年度比 △38億円 △12.0%)

4 今後に向けて

- 平成 30 年度は、79 億円の黒字となりましたが、今後については、社会保障関係経費や公債費などの義務的経費の増加に加え、県有施設の老朽化対策など、財政需要の着実な増加が見込まれる中、貿易摩擦や国際情勢の緊迫化等により、国内景気が影響を受け、本県財政を取り巻く環境が厳しくなることも考えられます。

- このため、引き続き「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」に基づき、事務事業の見直しや県税収入等の自主財源の確保、基金の積立・確保、資産マネジメントの推進などの取組を進め、持続可能な財政構造の確立に努めてまいります。

<参考一覧>

(参考1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

(参考2) 県債残高の推移

(参考3) 普通会計の決算見込み

(参考4) 平成30年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

(参考1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

○ 目的別歳出決算は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

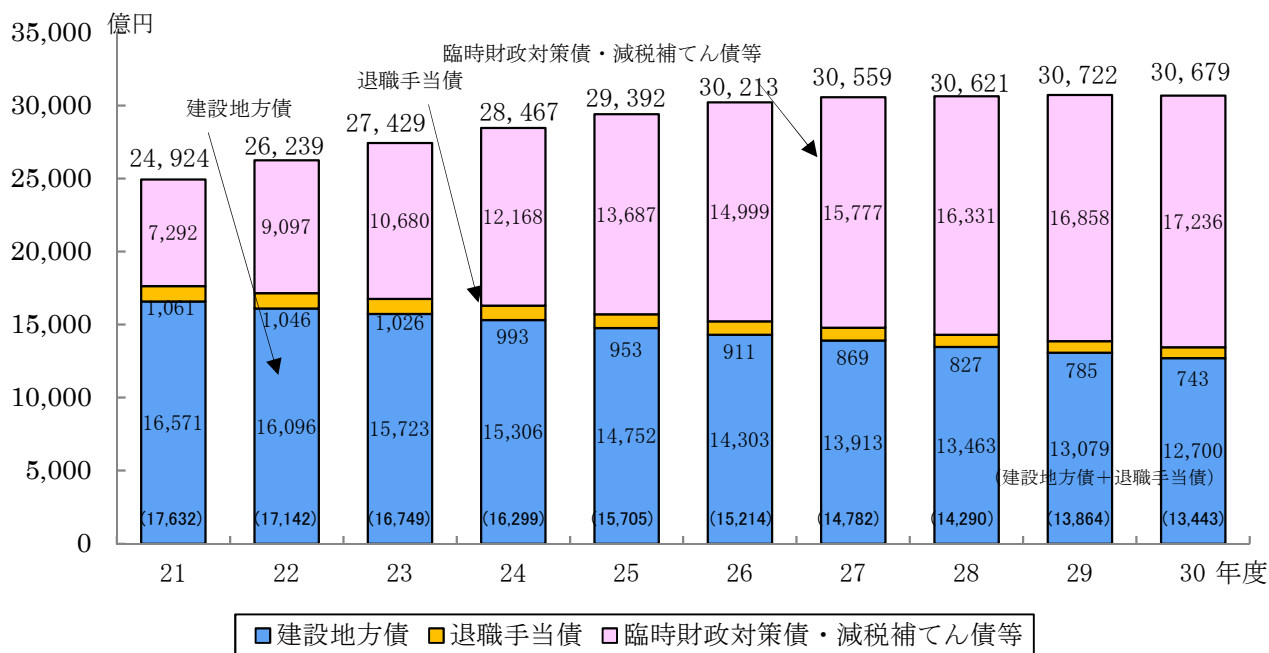
区 分	30年度		29年度		比較	備 考
	決算額 ①	構成比	決算額 ②	構成比	①-②	
総 務 費	177,999	10.6%	120,848	7.3%	57,151	・社会資本整備等推進基金積立金 +319億円 ・県有施設長寿命化等推進基金積立金 +99億円 ・消防学校・防災研修センター整備事業 +37億円
民 生 費	271,118	16.1%	283,244	17.1%	△12,126	・国民健康保険財政安定化基金積立金 △103億円 ・特別養護老人ホーム建設事業 △20億円
衛 生 費	63,751	3.8%	70,382	4.2%	△6,631	・衛生研究所施設整備事業 △50億円 ・地域医療介護総合確保基金造成事業 △19億円
環 境 費	4,651	0.3%	4,309	0.2%	342	・野生鳥獣総合対策事業 +1億円 ・行徳野鳥観察舎解体工事 +0.5億円
商工労働費	141,519	8.4%	147,362	8.9%	△5,843	・中小企業振興資金事業 △62億円 ・産業支援技術研究所施設設備整備事業 +0.6億円
農林水産業費	44,527	2.7%	44,175	2.7%	352	・園芸産地競争力強化総合対策事業 +11億円 ・農産産地パワーアップ事業 △2億円 ・園芸産地パワーアップ事業 △3億円
土 木 費	103,072	6.1%	103,880	6.3%	△808	・道路直轄事業負担金 △79億円 ・県単道路改良事業 +23億円 ・広域河川改修事業 +11億円
警 察 費	148,096	8.8%	145,515	8.8%	2,581	・交通安全施設整備事業 +8億円 ・警察署等耐震改修整備事業 +6億円 ・無線機更新整備 +4億円
教 育 費	375,782	22.3%	374,320	22.6%	1,462	・高等学校施設整備事業 +8億円 ・特別支援学校施設整備事業 +2億円 ・総合スポーツセンター施設整備事業 +1億円
公 債 費	208,904	12.4%	204,878	12.4%	4,026	・満期一括分積立金及び利子 +45億円 ・定時償還分の元金及び利子 △6億円
災 害 復 旧 費	1,830	0.1%	1,193	0.1%	637	・土木施設 +6億円
そ の 他	140,734	8.4%	155,118	9.4%	△14,384	・税関係交付金 △143億円
計	1,681,983	100%	1,655,223	100%	26,760	

※6 目的別歳出

地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したもの。

(参考2) 県債残高の推移

- 県債残高（満期一括償還のための積立金を除いた実質残高）については、普通交付税の振替である臨時財政対策債等が前年度に比べ378億円、2.2%増加する一方で、建設地方債等が前年度に比べ421億円、3.0%減少したことにより、3兆679億円となり、前年度に比べ43億円、0.1%減少しました。



区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
建設地方債等①	17,632	17,142	16,749	16,299	15,705	15,214	14,782	14,290	13,864	13,443
建設地方債	16,571	16,096	15,723	15,306	14,752	14,303	13,913	13,463	13,079	12,700
退職手当債	1,061	1,046	1,026	993	953	911	869	827	785	743
臨時財政対策債等②	7,292	9,097	10,680	12,168	13,687	14,999	15,777	16,331	16,858	17,236
計(① + ②)	24,924	26,239	27,429	28,467	29,392	30,213	30,559	30,621	30,722	30,679
(参考) 満期一括償還のための積立金残高	2,177	2,442	2,818	3,166	3,342	3,526	3,722	4,125	4,619	5,074

(参考3) 普通会計の決算見込み

(1) 平成30年度 普通会計※7 決算収支の状況 (単位：百万円)

区 分	30年度 ①	29年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳入総額A	1,721,995	1,698,939	23,056	1.4%
歳出総額B	1,698,568	1,673,097	25,471	1.5%
歳入歳出差引 C=A-B	23,427	25,842	△2,415	
翌年度へ繰り越すべき財源D	13,597	10,016	3,581	
実質収支C-D	9,830	15,826	△5,996	

- 一般会計に公営事業会計※8 以外の特別会計を加えた普通会計の決算は、歳入で前年度比 1.4%増の 1 兆 7,220 億円、歳出で前年度比 1.5%増の 1 兆 6,986 億円となり、実質収支は 98 億円の黒字となりました。

(2) 経常収支比率 ※9

区 分	30年度 ①	29年度 ②	比 較 ①－②
経常収支比率 (%)	95.8	96.3	△0.5

- 経常収支比率については、社会保障関係経費が増えたものの、県税収入が伸びたことから、前年度比で 0.5 ポイント改善し 95.8%となりました。

※7 普通会計

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせた統計上の会計で、総務省が毎年度行う地方財政状況調査（決算統計）において、全国の自治体の財政状況を統一ルールに基づいて比較するため設けられたもの。千葉県の場合、一般会計と 15 の特別会計を合わせた全 16 会計からなる。

※8 公営事業会計

地方公共団体が行う公営企業会計、収益事業会計等の総称。千葉県の場合、公営企業会計 8 会計（上水道事業会計、病院事業会計等）及び国民健康保険事業会計がある。

※9 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(参考4) 平成30年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

1 健全化判断比率

いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率	30年度	29年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
3.75%	5.0%

- 一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

連結実質赤字比率	30年度	29年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
8.75%	15.0%

- 公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業会計においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

実質公債費比率	30年度	29年度
	9.3%	9.8%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%	35.0%

- 建設地方債等の残高の減少や近年の低金利により建設地方債等の元利償還金が減少したことなどから、前年度の9.8%から0.5ポイント改善し、9.3%となりました。

将来負担比率	30年度	29年度
	142.1%	151.3%

早期健全化基準	財政再生基準
400.0%	基準なし

- 建設地方債等の残高が減少したことや、職員の若返りに伴い退職手当支給予定額が減少したこと、充当可能な基金残高が増加したことなどにより、前年度の151.3%から9.2ポイント改善し、142.1%となりました。

2 各公営企業会計の資金不足比率 【経営健全化基準 20.0%】

資金不足が生じた公営企業会計はありません。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。

※財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の関与の下、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むこととなります。

<健全化判断比率等の算出式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等：一般会計及び公営事業を除く14の特別会計(県債管理事業、市町村振興資金等)
- ・実質赤字額：「歳入歳出差引額(形式収支)」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除した実質的な収支決算額(実質収支)が赤字の場合の当該赤字の額
- ・標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：①+②の合計額
 - ①一般会計等及び公営事業(公営企業以外)に係る特別会計(公営競技事業)の実質赤字額
 - ②公営企業に係る特別会計(上水道事業、病院事業、造成土地管理事業などの8の特別会計)の資金不足額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad (\text{3か年平均})$$

- ②地方債の元利償還金：一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額
- ③準元利償還金：(ア)～(オ)の合計額
 - (ア)満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)等
 - (イ)公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
 - (ウ)組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
[対象組合]北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団
 - (エ)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 - (オ)一時借入金の利子
- ④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：
地方交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

実質公債費比率の内訳

単位:億円				
構成要素	平成30年度	平成29年度	平成28年度	30年度と29年度の差引
分子 ①=②+③-④	824	835	922	△11
地方債の元利償還金(特定財源控除後) ②	715	736	757	△21
準元利償還金 ③	1,502	1,464	1,474	38
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	1,393	1,365	1,309	28
分母 ⑤=⑥-⑦	9,145	9,099	9,300	46
標準財政規模 ⑥	10,538	10,464	10,609	74
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	1,393	1,365	1,309	28
単年度の比率 ①/⑤	9.0	9.1	9.9	△0.1
実質公債費比率(平成28年度～30年度平均)	9.3			
【参考】平成27年度～29年度平均	9.8			

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てて表記

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ②将来負担額:③～⑩の合計額
 ③一般会計等の年度末地方債現在高
 ④債務負担行為に基づく支出予定額(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 ⑤公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
 ⑥組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
 [対象組合]北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団
 ⑦退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)
 ⑧設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 [対象法人]千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、(公社)千葉県園芸協会、
 (一財)千葉県まちづくり公社、千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター
 千葉県漁業協同組合連合会
 ⑨連結実質赤字額
 ⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
 [対象組合]千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団
 ⑬充当可能基金額:地方債の償還額等(上記③～⑧)に充てることができる基金残高
 ⑭特定財源見込額:地方債の償還額等に充てることができる特定財源(公営住宅の使用料など)
 ⑮地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額:
 今後、地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

将来負担比率の内訳

単位:億円

構成要素	平成30年度	平成29年度	差引	備考
分子 ①=②-⑩	13,002	13,769	△ 767	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	40,466	40,237	229	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	35,973	35,582	391	
うち臨時財政対策債以外の地方債現在高	18,048	18,431	△ 383	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	293	334	△ 41	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	442	469	△ 27	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥				一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	3,733	3,827	△ 94	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	25	25		公社、第三セクター等の負債、短期貸付金等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩				県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	27,464	26,468	996	
充当可能基金額 ⑫	7,517	6,431	1,086	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	790	915	△ 125	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	19,157	19,122	35	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分母 ⑮=⑯-⑰	9,145	9,099	46	
標準財政規模 ⑯	10,538	10,464	74	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	1,393	1,365	28	
将来負担比率(%) ①/⑮	142.1	151.3	△ 9.2	

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額:

[法適用企業]資金の不足額=(流動負債-流動資産)

[法非適用企業]資金の不足額=(歳入歳出差引額-翌年度に繰り越すべき財源)

・事業の規模

[法適用企業]事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業]事業の規模=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業:地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業(上水道事業、病院事業、工業用水道事業、造成土地管理事業)

※法非適用企業:地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業(工業団地整備事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業)

◎早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

◎財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むこととなります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができません。